

# (国研) 科学技術振興機構(助成勘定)

<https://www.jst.go.jp/>

## 1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動等に関する大学への助成業務を行うことを通じ、世界と伍する研究大学の実現に必要な研究基盤の構築への支援を長期的・安定的に行うための財源を確保することを目的として、長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ、助成資金運用を効率的に実施する。

## 2. 財政投融資計画額等

(単位:億円)

4年度財政投融資計画額	3年度末財政投融資残高見込み
48,889	40,000

## 3. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

### ① 政策コスト

(単位:億円)

区 分	3年度	4年度	増 減
1. 国の支出(補助金等)	-	-	-
2. 国の収入(国庫納付等) ※ <sup>1</sup>	-	-	-
3. 出資金等の機会費用分	-	2,966	+2,966
<b>1~3 合計=政策コスト(A)</b>	<b>-</b>	<b>2,966</b>	<b>+2,966</b>
分析期間(年)	-年	41年	41年

### ② 投入時点別政策コスト内訳

(単位:億円)

区 分	3年度	4年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	-	2,966	+2,966
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	-	2,966	+2,966
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	-	-	-
国の支出(補助金等)	-	-	-
国の収入(国庫納付等) ※ <sup>1</sup>	-	-	-
剰余金等の機会費用分	-	-	-
出資金等の機会費用分	-	-	-

### ③ 経年比較分析(対前年度実質増減額の算出) (単位:億円)

		3年度	4年度	単純増減
政策コスト	単純比較(調整前)	-	2,966	+2,966
	経年比較(調整後)	①分析始期の調整(分析始期を4年度分析に合わせた結果)	②前提金利の調整(3年度の前提金利で再試算した結果)	実質増減(②-①)

#### 【実質増減額の要因分析】

・政策コスト分析作業初年度のため対象外。

### ④ 感応度分析(前提条件を変化させた場合)

(単位:億円)

(A) 政策コスト【再掲】	マイナス金利政策導入前ケース ※ <sup>2</sup>	増減額	1. 国の支出(補助金等)	2. 国の収入(国庫納付等) ※ <sup>1</sup>	3. 出資金等の機会費用
2,966	4,882	+1,916	-	-	+1,916

(A) 政策コスト【再掲】	運用収益率△1%ケース	増減額	1. 国の支出(補助金等)	2. 国の収入(国庫納付等) ※ <sup>1</sup>	3. 出資金等の機会費用
2,966	2,966	-	-	-	-

(注) 各欄は単位未満四捨五入の端数処理により、合計において合致しない場合がある。

※<sup>1</sup> 国の収入(国庫納付等)は、収入がある場合マイナス計上する。例: △100億円…100億円の国庫納付等を表す。

※<sup>2</sup> 前提金利(割引率及び将来金利)をマイナス金利政策導入前(平成28年1月28日)における国債流通利回りを基に算出した場合。

#### 4. 分析における試算の概要及び将来の事業見直し等の考え方

##### 〔試算の概要〕

##### 1. 配当及び利息収入

・助成資金運用の収益率については、「助成資金運用の基本方針」(令和4年1月19日文部科学省認可)において、「運用開始以降5年が経過する年度の年度末までの可能な限り早い段階で支出上限額(年間3,000億円(実質))と同額の運用益の達成を目指す」、「年度当初の運用資産総額に対し、諸経費控除後の年率で支出目標率3%と物価上昇率(1.38%)の和以上の運用収益率を運用目標とする」としていることから、これを踏まえて設定し、試算している。

##### 2. 国際卓越研究大学の認定及び国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可を受けた大学、優秀な博士課程学生支援に係る大学への助成

・大学への助成費は、「大学ファンド運用の基本的な考え方」(令和3年8月CSTI決定)において「長期の支出目標率は3%とし、あわせて支出上限を設定する。上限は当面年間3,000億円(実質)とする。」とされていることも踏まえ、この範囲内で支出するものと仮定して、試算している。  
 ・また、大学への助成については、令和4年5月18日に成立した「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」第3条に規定する文部科学大臣が定める基本方針に基づいて機構が助成方針を定め、文部科学大臣の認可を受けることとなっているが、現時点において基本方針等の具体的内容は決まっていない。このため、現行の中長期計画(R4~R8年度)の大学助成費は、下記参考のとおりとしている。なお、毎年度の助成額は、助成勘定の財務状況も勘案しつつ、政府の会議体を通じて決定されることとなっており、内閣府及び文部科学省は令和6年度からの段階的な支援開始を想定しているところである。

##### 3. 業務費及び財政融資資金利息

・業務費は、投資支出および大学助成費を除いた、信託報酬等の事務経費、一般管理費、人件費の金額を計上。  
 ・業務費の大半を占める信託報酬は各年度の運用元本の0.2%と仮定し算出している。  
 ・人件費及び一般管理費については、現時点において業務実施に必要な体制を仮定して関連の経費を計上。  
 ・財政融資資金利息については、JSTの予算作成の際に使用した金利0.004%(令和3年12月)にて試算し、所要額を計上。

(単位:百万円)

(参考)

	(実績)	(実見)	(決定)	推計
年度	2	3	4	5~8
配当及び利息収入	-	91	41,468	940,616
大学助成費	-	-	-	-
業務関係経費	2	695	15,189	94,438
財政融資資金利息	-	-	115	1,399

#### 5. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

助成業務の実施に当たっては、助成資金運用の財源確保のため、一般会計出資金が予算措置されている。予算措置額としては、一般会計出資金が1兆1,111億円になっており、出資金等に係る規定及び国庫納付根拠法令は下記のとおりである。

##### 〔根拠法令等〕

##### 〔出資金規定〕

<国立研究開発法人科学技術振興機構法>

第六条 2 機構は、必要があるときは、文部科学大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

##### 〔国庫納付規定〕

<国立研究開発法人科学技術振興機構法>

第三十二条 寄託金運用業務に係る勘定(次項において「寄託金運用勘定」という。)については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

2 機構は、寄託金運用勘定において、通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項本文の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を、翌事業年度以降の寄託金運用業務の財源に充てなければならない。

3 機構は、助成勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間(以下この項及び次項において「中長期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第二十三条第六号に掲げる業務の財源に充てることができる。

4 機構は、助成勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

5 機構は、第三項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

##### <独立行政法人通則法>

(不要財産に係る国庫納付等)

第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期目標管理法の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であって、これらの計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。)の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過額」という。))がある場合には、その額を除く。)の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができる。ただし、中期目標管理法の中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合、国立研究開発法人の中長期計画において第三十五条の五第二項第五号の計画を定めた場合又は行政執行法人の事業計画において第三十五条の十第三項第五号の計画を定めた場合であって、これらの計画に従って当該金額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。

3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による国庫への納付をした場合において、当該納付に係る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に係るものであるときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分として主務大臣が定める金額については、当該独立行政法人に対する政府からの出資はなかったものとし、当該独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 6. 特記事項など

1. 本試算は、一定の前提の下行ったものであり、実際の運用とは異なるものである。

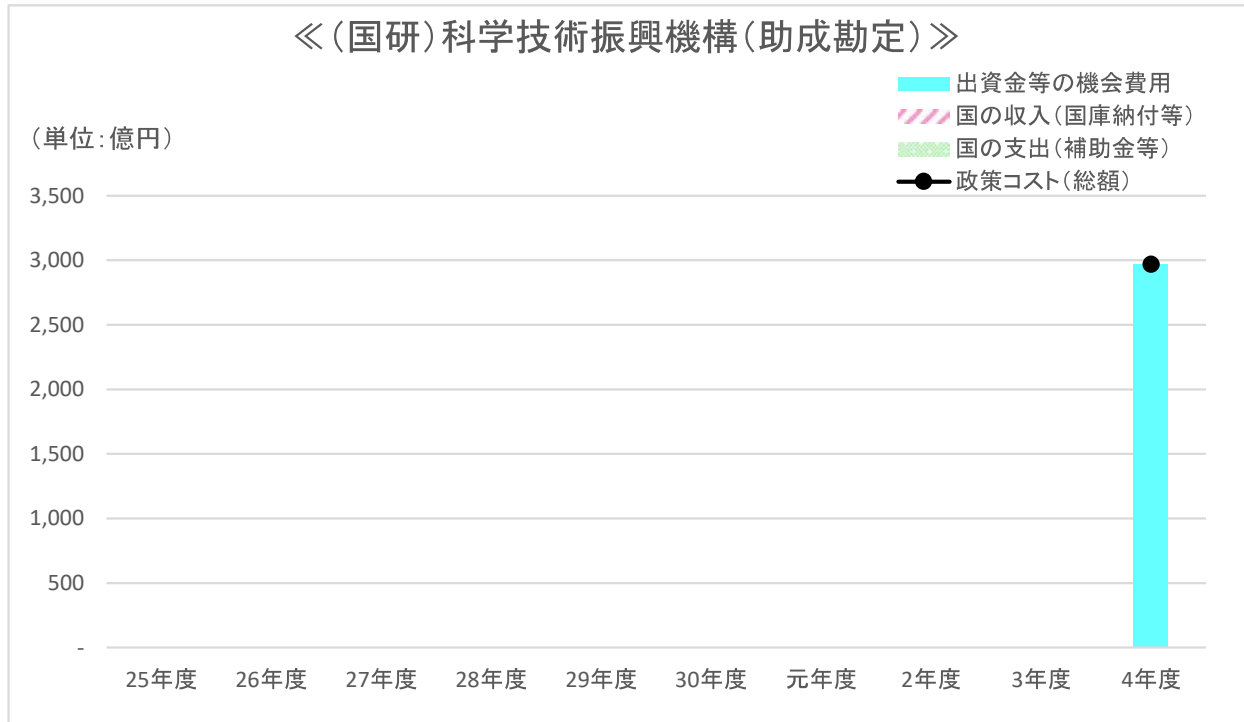
2. 助成業務(助成勘定)は助成資金運用の運用益(利益剰余金・資本剰余金)をもとに大学への助成を行うものであるが、上記4. のとおり、具体的な取扱いについては今後決定されるものであること等を踏まえ、分析期間終了時における利益剰余金等については、政策コストの算出から除いている。

##### (参考)当該事業の成果、社会・経済的便益など

世界と伍する研究大学の実現のため、10兆円規模の大学ファンドを創設し、その運用益を活用することにより、大学の将来の研究基盤へ長期・安定的投資を行うとともに、大学改革を完遂することにより、我が国の研究大学における研究力の抜本的な強化を実現する。

# 政策コスト分析結果の概要

## 【政策コストの推移】



(注) 各年度の政策コストについて、推計に適用される金利等の前提条件は異なる。

(単位:億円)

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
政策コスト(総額)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	2,966
国の支出(補助金等)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-
国の収入(国庫納付等)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-
出資金等の機会費用	/	/	/	/	/	/	/	/	/	2,966

## 【政策コストの推移の解説】

政策コスト分析作業を初めて実施したため、令和4年度分のみを記載。

## 【政策コスト分析結果(令和4年度)に対する財投機関の自己評価】

令和4年度の政策コスト分析については、政策コストが2,966億円という結果となった。これは、令和2年度第3次補正予算及び令和3年度補正予算において措置された一般会計出資金の機会費用である。

実際の資金運用については、その時々<sup>1</sup>の経済状況や市場状況によって変化するものであり、基本指針や基本方針を踏まえ、定期的なストレステストの実施等、適切なリスク管理を行いつつ長期安定的な資金運用に努めていくこととしている。

なお、感応度分析(マイナス金利導入前ケース)においては、政策コストは1,916億円増加する結果となったが、これは、指示金利に基づく現在価値への割引率の違いによるものである。また、感応度分析(収益率 $\Delta$ 1%ケース)においては、政策コストは基本ケースと同額(2,966億円)である。

## (参考)貸借対照表、損益計算書

## 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	2年度末実績	3年度末見込	4年度末見込	科目	2年度末実績	3年度末見込	4年度末見込
(資産の部)				(負債及び純資産の部)			
流動資産	500,000	4,443	59,239	流動負債	2	42	627
現金及び預金	374,998	1,294	2,513	未払金	-	1	28
有価証券	80,000	-	-	未払費用	2	29	543
未収収益	2	3,149	56,727	預り金	0	2	7
金銭の信託	45,000	-	-	引当金			
固定資産				賞与引当金	1	11	50
投資その他の資産				固定負債	48	4,000,059	8,909,010
金銭の信託	-	5,109,201	10,043,014	科学技術振興機構債券	-	-	20,000
				長期借入金	-	4,000,000	8,888,900
				引当金			
				退職給付引当金	48	59	110
				(負債合計)	51	4,000,102	8,909,637
				資本金			
				政府出資金	500,000	1,111,100	1,111,100
				利益剰余金又は繰越欠損金(△)	△ 50	2,442	81,516
				科学技術振興機構法			
				第 32 条第 4 項積立金	-	-	2,442
				当期末処分利益又は			
				当期末処理損失(△)	△ 50	2,442	79,073
				(うち当期総利益又は			
				当期総損失(△))	(△ 50)	(2,493)	(79,073)
				(純資産合計)	499,950	1,113,542	1,192,616
資産合計	500,000	5,113,644	10,102,253	負債・純資産合計	500,000	5,113,644	10,102,253

(注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## 損益計算書

(単位:百万円)

科目	2年度実績	3年度見込	4年度見込
経常費用	4	746	15,972
業務費	4	713	15,734
一般管理費	0	20	30
財務費用	-	13	208
経常収益	2	3,239	95,045
資金運用収益	-	3,239	95,045
財務収益	2	-	-
経常利益又は経常損失(△)	△ 2	2,493	79,073
臨時損失	48	-	-
退職給付引当金繰入額	48	-	-
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 50	2,493	79,073
当期総利益又は当期総損失(△)	△ 50	2,493	79,073

(注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。